

平成 27 年度 第 1 回 門真市子ども・子育て会議
就学前教育・保育部会 議事録

- 1、日 時：平成 28 年 2 月 8 日（月） 午前 10 時～午前 11 時 15 分
- 2、場 所：門真市役所 本館 2 階 大会議室
- 3、出席者：合田 誠、須河内 貢、西 美有希、山元 真紀、東口 房正、邨橋 雅広、
清水 光子、黒石 美保子
- 4、事務局：こども未来部 河合部長、南野次長
こども政策課 山課長 湯川課長補佐、山中主任、山本係員
保育幼稚園課 宮下課長、花城課長補佐、難波副参事
- 5、傍聴者：1 名
- 6、議 題：1. 部会長及び副部会長の選任について
2. 部会の会議運営について
3. 幼児期の教育・保育に係る計画進捗状況について
4. その他
- 7、議事録

事務局：（開会）

（資料確認）

それでは、お手元の会議次第によりまして、会議を進めさせていただきます。

はじめに「部会長及び副部会長の選任について」でございます。

部会長及び副部会長は、委員の互選により選任いただくこととなっておりますが、事務局といたしましては、全体の会議と同様に合田委員を部会長に、須河内委員に副部会長をお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

各委員：異議なしの声あり

事務局：それでは、これ以降の議事進行については部会長をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

部会長：（部会長挨拶）

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、「議題 2、部会の会議運営について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、議題 2 についてご説明いたします。

はじめに、資料 1 をお願いします。

「門真市子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会運営要領」の案をお示ししております。

本体の門真市子ども・子育て会議につきましては、会議の運営方法等に関して、「門真市附属機関に関する条例」や関係規則において定まっておりますが、部会

についての個別の規定は、会議ごとに定めることとなっておりますため、本日の会議の冒頭でお諮りしたいと思います。

運営要領の主な部分のみ説明をさせていただきます。

まず、第2条の「所掌事務」に、この部会の担当事務を記載しておりますが、事務といたしましては、

- (1) 子ども・子育て支援施策（就学前教育・保育分野）の推進に関する事
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定に関する事
- (3) 地域型保育事業の認可に関する事
- (4) 就学前教育・保育の利用者負担に関する事
- (5) その他必要な事項

の、5点としております。

第5条の「招集等」には、第2項におきまして、部会は、子ども・子育て会議と同様に、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないとしております。この会議は8名の委員がおられますので、4名以上出席されていれば開催するという規定になっております。

最後に、第7条には「会議の報告」といたしまして、部会長より、この部会での審議事項や審議結果等を子ども・子育て会議に報告することとしております。したがって、一定の内容を審議し、答申をいただくような段階となりましたら、部会長より報告をいただきたいと思いますと考えております。

運営要領の主な内容は以上でございます。

続きまして、この部会での検討事項やスケジュールの説明に移らせていただきます。

資料2をご覧ください。

この表には、先ほどの4つの主な担当事務とその中で想定される検討事項、また今後の当面のスケジュールを記載しております。

まず、「1. 子ども・子育て支援施策のうち、就学前教育・保育分野の推進に関する事」につきましては、具体的な検討事項といたしまして、計画の確保方策の各年度の進捗状況をご確認いただき、次年度以降の方向性や必要な取組について審議・検討いただくことを想定しております。

計画に掲げております数値につきましては、次の「議題3」で詳しくご説明させていただきます、またその際にご意見をいただきたいと思いますと思っておりますが、やはり市民の方のニーズ、あるいは各事業者の皆さんのご意向が、新制度が施行されたのちに、大きく計画と乖離する可能性がありますため、毎年度の進捗状況が重要であると考えております。

したがって、その都度状況をお示しして、必要であれば施策変更等も含めてご意見をいただければと思っております。

また、その他の検討事項として、②に記載しております、計画の数値以外の部分でも就学前教育・保育施策に関する審議をいただくこともございます。

これらの1つめの項目の今後の進め方を、その横のスケジュール欄に記載しております。

本日の部会において、現状の報告をさせていただき、それに対する推進方策のご意見をいただきたいと思います。

その中で、継続する内容や事務局から追加資料の提出等の必要がある場合に、次の2回目の部会でも検討することとしております。

そのうち、年度はじめに各事業者への次年度以降の意向調査を実施いたしまして、その後の部会で、前年度である平成27年度の最終の実績数値と合わせて報告させていただき、次年度の29年度以降にどう取り組んでいくかを審議いただき、その内容をもとに次年度の予算要求をしていくという年間の流れになっております。その後も、同様に繰り返していくこととなりますが、あまりにも現状が計画と乖離する状態が継続した場合は、見込み数値を設定し直し、それに対する確保方策を再度検討したうえで、計画の見直しを行っていくことが必要となります。現時点では少なくとも2年間の推移は見ていく必要があると考えておりますので、計画の見直しは早くても29年度以降になると考えております。

次に、2つ目の担当事務の「利用定員の設定」につきましては、計画に基づいて、各年度の実際の利用定員を設定していくこととなりまして、新たに認可される等の施設や事業が出てきた場合、又は定員変更をされた場合に、新たに利用定員の設定が必要となるため、お諮りすることとなります。

毎年度4月1日付けの定員は一斉にお諮りしますが、年度途中で認可された場合などについては、案件が発生するごとに個別にお諮りさせていただきます。

次に、3つめの担当事務の「地域型保育事業の認可」につきましては、新たに小規模保育事業等の認可申請があった場合にお諮りいたしますが、この28年4月1日の認可に向けては、現在のところ、2事業者から申請が出ておりますため、次の会議でお諮りする予定としております。

この「利用定員の設定」と「地域型保育事業の認可」につきましては、年度末までに確認及び認可の手続きを終える必要がありますため、次年度以降に継続する案件と切り離して、個別に3月に開催予定の子ども・子育て会議の全体会議に報告の上、答申をいただきたいと思います。

なお、地域型保育事業の認可につきましては、表の下に※印として記載しておりますが、28年4月1日より、大阪府から保育所認可等の事務権限の移譲を受けることに伴いまして、認可審議等を行う「児童福祉審議会」を新たに設置することとなりますため、同様の事務である地域型保育事業の認可審議につきましても、新たな会議に移管し、28年度以降は児童福祉審議会で担任することとなります。

め、この部会でご審議いただきますのは、今年度までとなっております。
続きまして、4つ目の事務「利用者負担に関すること」につきましては、計画策定の際に答申の付帯意見としていただいていた、幼稚園や保育所、認定こども園や小規模保育事業を利用する際の利用者負担について、28年度以降に検討審議いただきたいと考えております。

以上でございます。

部会長：ありがとうございました。

ただいま事務局より、今後のこの会議の運営方法について説明がありました。
会議の運営については、概ねこれまでの全体会議と同様の運営がなされるのですが、今後のこの部会での検討事項やスケジュールも含めて、ただいまの事務局の説明に対して、何かご意見等ございましたらよろしく願います。

邨橋委員：28年4月から児童福祉審議会において審議するというので、この会議から外れてしまうのですけれども、幼児教育施設として幼稚園など色々施設が出てきたときに、全体にわたって検討してもらえるように、ぜひ審議会へもこれから先のことを声かけしておいてほしいと思う。

大阪府でしたら私立幼稚園については私学審議会というのがあって、どれだけの距離があってどれだけの子どもがいるか等条件を検討して、ここだったらいいだろうと判断されるわけですが、それが市と府とが別れるということになってしまうと、以前あったのですが、道を隔てて50メートル隣に他市の保育園が出来てしまうということが、また、起こりかねない。

このような状況が起きかねないので、府との関係も含めて幼稚園や他の施設がどうなっているのかを理解した上で、審議に入っていただくよう是非お願いしておきたい。

部会長：邨橋委員からのご要望ということで事務局の方よろしく願います。

事務局：ご意見を踏まえまして対処いたします。

東口委員：児童福祉審議会ですが、部会から外れるということで、子ども・子育て会議では審議するということになるのでしょうか。

事務局：子ども・子育て会議から外れ、児童福祉審議会を独立して立ち上げるという認識です。

東口委員：部会にも関係なく、全体会議からも外れるということですね。

事務局：子ども・子育て会議とは別の会議ということです。

東口委員：もう1点、利用者負担に関して検討するとなっているんですが、周知期間を設けることになると思います。いつ頃から利用者負担を変更するということから逆算して検討なさると考えますが、たとえば、28年4月に検討をスタートすると29年4月は可能でしょうか。

事務局：利用者負担ということで、ご指摘のように周知期間も必要でございますので、

検討を始めるということで実施時期も検討課題ということでございます。

邨橋委員：平成 29 年度には見直しということになっていますよね。ということは、全て検討した上で再度同額だったら同額という結論を出さなくてはなりませんよね。とすると 1 号認定の子どもたちの募集は 9 月ですので、9 月までに結論を出す。とすると東口先生が言うておられるように 4 月から検討すると間に合うかどうか。また、委員さんが他市の状況がどうであるのか分かった上で、門真市としてはどうあるべきなのか検討できないと意味がないと思います。1 号の子どもたち、特に私立幼稚園や認定こども園を見たところ、他市からの方がいっぱい入っていますので保護者間の中で保育料の差額も問題になってきますので、その情報を考えると、出来るだけ早いうちに、他市はこういう状況だと分かった上でスタートしないと意味がないと思います。早いうちに他市の情報を集めたうえで門真市はこうなっているというものを委員さんに出してもらわないと間に合わない。

部会長：邨橋委員からのご要望ですけれども、事務局いかがですか。

事務局：保育幼稚園課ですが、みなさんご存じのとおり来年の 4 月から所得制限はあるんですが、多子世帯の軽減ということで第 3 子からしようかといった動きも出てはいるわけですが、他市の保育料の見直しの動きも当然私どもも把握しておりますので、国の動きなり近隣の市町村の動きを把握しながら、検討したいと思っております。おっしゃるように前倒しで検討が必要なことは承知しておりますが、いろいろ検討課題も多いということをご理解いただきまして承知していただけたらと思っております。

事務局としても資料提供することは実施していくつもりでおりますし周知期間も必要でございます。

特に保護者の一番興味といいますか理解したい部分でございますので慎重に、また周知期間も含めまして検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

部会長：邨橋委員よろしいでしょうか。

邨橋委員：はい

部会長：ほか、いかがでしょうか。

では今、邨橋委員、東口委員から出ました要望意見等を今後事務局の方で勘案していただいて活かしていただけたらと思っております。

それでは、他に意見が無いということですので次の議題に移らせていただきます。

それでは、「議題 3 の幼児期の教育・保育に係る計画の進捗状況について」事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、議題 3 についてご説明させていただきます。資料 3 右上に（再）と

記載しました、本日机に置かせていただいていた資料をご覧ください。

なお、事前に配布しておりました資料からの修正箇所は北部の実績確保数の網掛け部分で、27年度の1号から3号までの数と、28年度の1号・2号、29年度以降の1号認定の数を変更しております。結果として、1号は少し減っており、2号、3号は若干名の変更であるため、大きな状況の変更はございません。それでは、改めて資料の説明に入らせていただきます。この資料には計画の進捗状況といたしまして、計画の数値と現時点での実績や見込み数値を表形式でお示ししております。

上段が国道163号より北の北部区域、中段がそれより南の南部区域、下段がその合計となっております。

また、それぞれの区域ごとに、上から、計画での利用見込み数、次に計画での確保数とその時点の見込み数から見た過不足数、その下に実績の確保数と同じく過不足数を記載しております。

実績確保数の内容につきましては、27年度につきましては、実際の利用定員の実績数値を記載しておりますが、それ以降の算定方法を欄外に※印で示しております。

28年度につきましては、年度途中も含め、28年度中に認定こども園や小規模保育事業へ移行され、定員を増やされる予定も含めた、ほぼ実績に近い利用定員の予定数を記載しております。また、29年度以降につきましては、それに加えて、昨年27年7月に実施いたしました各事業者への移行調査の結果を踏まえた定員数としております。

主に、実績確保数の欄を見ていただきたいと思いますと思いますが、北部と南部で傾向のばらつきがありますが、全体の合計をご覧くださいますと、27年度の実績で見ますと、2号が104名の不足、3号が全体で177名の不足、そのうち0歳児が149名の不足となっております。

今後の計画上の確保予定としましては、3号の不足がしばらく継続いたしますが、徐々に不足数が少なくなり、現時点でのままでも、7名分不足するところまで進むという見込みになっております。

なお、3号の内訳として、全体的に0歳児が大幅に不足している数値となっておりますが、計画策定の際に統計的に算出した見込み数値に対し、実際の利用数は、0歳児は少ない利用実績となり、反対に1歳は多い利用実績となる傾向がございます。そのため、この数値だけをもって直ちに0歳を極端に増やすと、0歳枠が余剰となり、1歳枠が大幅に不足することに繋がる可能性があるため、当面は0～2歳の3号全体で幅広く確保することを考えていきたいと考えております。

ただし、本来であれば、やはり職員数や部屋の面積面で確保の進め方が違う0

歳と1・2歳の区別をした上で必要なニーズに合わせた定員の確保が必要となりますため、数年間、実態と乖離が続くようであれば、実態に合わせた0歳及び1・2歳の新たな見込み数を設定し直し、それに合わせた確保策を検討していく必要があると考えております。

その3号の不足数を全体数で見えていきますと、この表からは、概ね計画の数値は達成していくことが見て取れますが、一方で、実際の現時点での27年度の利用数を本日参考資料としてお配りしておりますので、この内容についてのご説明させていただきたいと思っております。

参考資料2 27年度の利用状況について説明させていただきます。

この資料では、27年度の利用状況としまして、計画での見込み数と実際の利用人数等を比較し、計画と実際の利用人数等の差を示しております。

上段の①の表が計画で示しております見込み数でございます。

中段の②が利用人数、在園児と待機児童を含めた利用人数等でございます。

③が利用人数から計画を差し引いた数字となっております。

上段の①の表、計画見込数の校区全体の合計が2,215名に対し、中段②実際の利用人数、それは28年1月時点の在園児数と27年10月1日時点の待機児童から見込を算出しました年間の待機児童数245名を合わせますと2340名になります。こちらから計画の見込数である利用人数2340から計画人数2215名を引きますと125人の差が生じておまして、実際には、ニーズ調査から導き出した見込数以上に、利用人数が上回る状況となっております。

したがって、この傾向が続きますと計画の変更が必要になるという大前提はございますが、実態としましては、現状の確保方策をそのまま進めていくだけでは、待機児童の解消ができない見込みが高くなっていると考えられます。そのため、新規募集も含めた確保を検討する必要があることがまず1点ございます。

また、計画上は状況に応じて4年目以降に新規募集となっておりますが、長期間待機児童が発生する状況が継続することとなりますため、現状の確保策だけでは進まない場合については、計画を前倒しにし、新たな施策を早めに講じていく必要があることもございます。

それらの状況を踏まえまして、現状の施策の進め方はこのままで良いか等について、最終的な27年度の利用実績及び、各事業者の今後のご意向を新年度すぐに取りまとめ、その結果をこの部会でお示しし、今後の方策について、改めて審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

来年度に向けては、このような予定で考えておりますが、現時点での確保策へのご意見があれば、忌憚なくご意見いただければと考えております。以上でございます。

部会長：ありがとうございます。ただいま事務局から事業の進捗状況を説明して頂いたわけでありすけれども、まあ計画の推進状況から平成 31 年度までの 5 年先、まあ順調に進んでいるととれますが、今ありましたように計画で見込んだ以上の利用者の希望があるのもひとつ見逃せない事実があるということで、確保をする必要があるのではないかという印象を受けた次第であります。ただいまの事務局の説明で、何かご意見やご質問がありましたらよろしく願いいたします。

西委員：国の方も女性活躍を推進しておりますので、ますます働く女性も今後増えてくると思います。その中で育児休業を取って保育所に入れなくて育児休業を延長せざるを得ないというお話も多々聞きますので、やはり待機児童の解消というのは、積極的に進めていただきたいと思いますので、その点よろしく願いしておきます。

部会長：ただいま西委員がおっしゃったこと、まさにそのとおりだと思います。働く女性が今後さらに増えてくるということは利用者が増えてくるので当初予定以上のことが想定されるので、いかに確保できるかということを経理局でご検討いただければと思います。

そしたら他に何かございませんか。

東口委員：認可保育所で一応、0 歳・1 歳・2 歳を定員枠以上に受け入れてはいるんですが、保育士の確保は命題的になっておりまして、もう 3 人くらい 1 歳を増やそうとしても保育士の確保が出来ないと出来ない、逆に辞めてしまうと去年のままの人数が確保できるのかという心配もございまして。まだ大阪はまだ良いですが、地方に行きますと人為的な待機児童と言いますか、保育士がいないので保育園の枠はいっぱいあるんだけど入れないというようなことが起こってきていると聞いています。保育士の確保も併せて考えていく必要があろうかと思っております。

保育所としては、面積が許せば保育士が確保、出来て 1・2 歳も非常にやっていきたいんですが、そのあたりの足かせもあることも是非汲んでいただきたいと思っております。

部会長：我々も養成校の一員として今の東口委員のご指摘は痛切に常に思っているもので、現状だけでも須河内先生からよろしく願いします。

副部会長：現状、いろんなところで保育職について保育園さん幼稚園さんから指摘されて実情どうなっているのかと質問を受けるわけです。卒業生で専門職に就く人数が減っているのではないかとご指摘ですが、実情で申しますとそうとは限らないということなんです。特に短大の場合は、どの学校を見てもやはり 8 割から 9 割は専門職に進んでおられるような状況でございまして。4 年制になるとちょっとこれは難しい問題がありまして、全国平均でいきますと

5割切るのが現状でございます。

5割を切る要因を見てもみますと、男性の割合が4年制大学の場合は学生総数の中で占める割合が高くなります。

男性保育者ということになりますと、すべての幼稚園、保育園さんが男女同等に採用しているということでもないので、男性の保育士志願者の場合は女性と比べますとちょっと狭き門ということになってきます。

そうしたことはずっと問題になっていて、今回も子ども・子育て支援法の中でも大きな課題になっております、保育者の待遇改善に関する問題で、男子学生も当初保育士を目指してやってくるのですが、待遇の問題等を現実的に考えるようになってきますと、気持ちとしてはなりたいのですが、それでは経済的に成り立たないということもあって、5割を切ってくる形になってくるかなと思います。

4年制の専門職への就職率が高くなると多少は保育士不足の問題は改善される可能性はあるんですけども、なかなか難しいところがあるというのも現状であります。

4年制大学の専門職の就職率の向上につきましては、大学そのものは取り組んで無い学校は0、どこも専門職率を上げようと努力している。ただ掴みきれない要因も含めていろんな現状があってなかなか改善には至っていない状況であります。私自身勤めている学校でいえば、7割が専門職に就職しておりますので、まああの数字かとは思いますが。しかし、4年制の大学がどうやって専門職の就職率を上げていくかは大きな課題で、即結果に結びつく解決策がないのが現状でございます。

補助金に関する政策が出てくるとは考えづらいの、で大阪府も大阪市もやっておられますが、一回離職された方をどうやってまた現場の方で働いていただけるか、そうした方策も含めながら考えていかないと難しいかなと思います。以上です。

部会長：ありがとうございます。

私も短期大学ですので、今須河内先生が説明して頂いたように短期大学の方の専門職は8割から9割ということで、本学の場合も今年3月卒の学生も9割超える者が専門職につきます。

実は会議が始まる前にも東口先生、邨橋先生からも誰かといつもいつも言っていたらいるんですけど、本当にうれしい悲鳴といいますか、ほとんどの希望する学生が決まっているという現状です。ただ、4年制大学の方は今須河内先生が説明して頂いたような現状もあるということで、待遇改善、処遇改善の必要性はあるのかなと感じます。

最後に須河内先生から言っていただきましたように、潜在保育士の掘り起こ

しということで、なんとか確保したいということで各行政も動いておられます。

ちょうど先週に、うちの教員が大東市さんの潜在保育士の研修会に携わらせていただいております、市で募集をかけられて潜在保育士を掘り起こす取組もされておりますので、また門真市の方でも潜在保育士の確保をご検討いただいたら少しは状況も好転するのではないかと思います。

清水委員：保育所でも何名か実習生が来られますが、終わるころ反省会をしまして、卒業後の進路はどうされるのですかと聞いたらアパレルとか言われました。4年制の方です。保育士さんじゃないのと言ったら、いつでも出来るかな、とおっしゃるんですね。なぜなのかな、魅力が無いのかな、こちらから魅力を見せないといけないですね。個人の自由で後からでも結婚してからでも出来るかなということ、正直におっしゃったんだと思うのです。保育所も保育士不足ですごく今困っています。また保育所でも利用定員のことで、散歩していてもあまりお子さんを見かけませんが、保育所にも保育料等についてのお問い合わせや見学に来られる方は結構あります。最初は人数が合わないと思っていたのですが、利用したい方がたくさんいるので計画数も大方あっているのではないかと思います。

邨橋委員：この4月から認定こども園になるのですが、最低の人数は確保出来るんですけども、それでは絶対回っていかない。

シフトがあるから前と後ろがいるので、全体を動かせる人数を確保しようとするとやっぱり人が足りないというのが現状です。前と後ろはやっぱり普通の勤務と違う時間帯で動くのですごいストレスがかかるのでそこは丁寧に見てあげないといけないと思う。

この前新聞にも出ていましたけれども22万円ほど貰わないと私は保育士をやらないという投書が出ていましたけれども、やっぱり保育士、幼稚園教諭もそうですけれども、教育職というものは自分は他人が朝早く働くために職場にいないといけない、利用者が仕事に行く前の時間帯なんですね、保育士が仕事として全部受けられるようにしたらもっと前に勤務が始まるんです。逆に後ろは後ろでいるんですね。

そのことが評価されていないのが現状ではないかと思います。

そのあたりが何らかの形で市として補助してもらおうと動きやすいというのもございます。もうひとつ男性保育士ですけれども、うちは男性保育士歓迎です。ただ男性保育士と書いて募集はしていません。というのは、女性の職場に入ってくる男性なので、それだけの覚悟で入ってきてほしいので、男性でも大丈夫ですかと問い合わせしてくるぐらいの気持ちでいてほしい。でも、ないですね。男性特有のエネルギーを持っているのでそれを生かしてもらおうと思ったら、

そこが大きなネックになる。

そんな職場でも入ってきたいという人に、そういう意味ではちょっと難しいと思います。

それともう一つ、今の話とは変わりますが、待機児童数の年間見込数が 245 人ということですが、平成 26 年度から待機児童解消加速化プランということで 1 歳・2 歳の保育をなんとかならないかということで私どもでやらせていただきましたが、その時の 10 月の待機児童が 100 を超えた数字で、待機児童が解消できないということで大騒ぎになった。

それからすると 245 は大変な数字で、市としてはどのように受け止めてどのように対応しようとするのかお聞きしたい。

29 年度の見直しを前提で動いていますが、このへんどのように考えていらっしゃるかちょっとお聞きしたい。

事務局：見込数での待機児童 245 人でございますけれども、これにつきましては保育要件が変わった、ということも要因の一つでございます。

昨年までは待機児童とカウントしていなかった、たとえば仕事を探している方など様々な要因がございます。

ただ市の計画の位置づけとしては、5 年で解消しその内の当初の 3 年については、まず既存で確保すると考えていましたけれども、なかなかこの数字を見ますと解消のめどが立たないということもありますので、前倒しで解消に向けた動きをもっと加速させていきたい、その中で 5 年間で有効に使って確実に解消していきたいと考えております。

部会長：邨橋委員、いかがでしょうか。

邨橋委員：そうすると、既存の施設で、27 年度から 28 年度にかけて認可審議をするということですが、それ以外は既存のところで移られるところはないということですか。

事務局：認可審議は、小規模に移られるところが 2 つということですので、認可外から小規模にというところが 2 施設ということでございます。

その他の定員拡充につきましては、たちばな幼稚園以外はございません。

邨橋委員：それでは待機児童解消に直接関係ある事業者というのは、小規模事業者とうちとその他はないですか。

事務局：その他は、幼稚園から認定こども園に移られる、ふじ幼稚園で 2 号枠を追加されると聞いております。

あと年度途中に移行されるものも見込んでおりますので 4 月ではなく年度途中に確保される場所も含めると、認可外の末広保育所が認可保育所に移られるのと、もう 1 施設認可外から小規模に移られるところがあります。

それを含んだ数字にしておりますので、28 年度は結構進むという見込が出てお

りますが、それ以降に関しましてはちょっと今の時点では進みが遅くなっている状況です。

邨橋委員：ということは28年度はやっぱり0歳が128人不足するということですね

事務局：はい、それを入れても不足が128人という見込みです。

邨橋委員：私立幼稚園が、たぶん最初の計画段階では認定こども園に移るという前提で計画が進められたんですが、実は幼稚園にとって、認定こども園に移るとするのはハードルの高い問題が出てきております。

というのは、大阪の幼稚園の平均規模が160人なんですね。小さな園もありますけれども門真市にある園は結構大きくてそれを超えている。

公定価格とって運営に必要な補償される費用が、160人をリミットに上に行けばいくほど、だんだん急激に少なくなっていくんです。規模が大きい園ほど認定こども園に移ると今の状態では運営出来ないという費用設定の制度なんです。だから、認定こども園に移りたいと言っても出来ないというのが正直な実情なんです。

その中で何園か、園庭面積に余裕があるのでその中に小規模保育施設を作って小規模で運営することはどうなのかという園があります。

というのは、待機児童の解消に幼稚園も協力したいけれども、今の段階では幼稚園は認定こども園に移行という前提で計画に上がっておりますので、新規事業ということでそれは出来ないんですよ。

ただこの状況の中でそれを言っているのか。協力していいと言っているにも関わらず、それが出来ないということになると、確保がまだまだ先延ばしということで待機児童が増えてくる可能性がある。先程おっしゃったような状況でそれはどうなのか、すごく気になります。出来ることがあるならやるという園がある中で、それはできない形になってしまっていることについてはこの先考えていかないといけない問題だと思います。

部会長：今、邨橋委員の方が、現状と問題提起を発言していただいたんですが、事務局はどうお考えか。

事務局：我々としみしても早期の待機児童の解消が一番と考えております。邨橋委員からもご指摘いただいたように、出来るだけ早く解消したいと思っております。当初は邨橋先生がおっしゃったとおり、幼稚園が認定こども園に移行されることが一番の解消になりますので、それを前提としておりますが、それがそうもいかないという現状も見えてきている中で、委員さんの意見が既存施設の小規模化も含めて必要だとなご提案があれば、それは我々も早期の解消につながりますので確認した上で、そうした進め方もあるかなと思っております。

邨橋委員：あと、これは望ましくないと言われたらそうかもしれませんが、確実に子どもの数が減っている状況が見えているなかで施設をいっぱい作ってもその施設

の運営を補償しないとならないですね。

幼稚園の中の施設であるなら園全体のキャパシティーの中で調整が効くというメリットがあるので、新しく単独で小規模であるとか認定こども園を作ると、その施設の存立を維持しないと市民の皆さんに迷惑がかかるので、今の施設をうまく使って受け入れる方法を優先的に考えるのが将来的な意味合いでも意味があると思いますので、そこら是非ご検討いただきたいと思います。

部会長：おっしゃるとおり、少子化は事実間違いがありませんので、箱ものだけを造って将来的に空っぽになってしまうのでは困ってしまうので、そのへん園の中の現状として郵橋委員のご意見を事務局の方も検討いただけたらと思います。他如何でしょうか。

山元委員：待機児童の数ですけれども、私自分の子どもが3人いまして、一度保育所の利用申請を出したことがあるんですけれども、年が違って上の子だけは入れますと言われると働きたいのに働けないんですね。今もそういう状況の方も多いいんでしょうか。

事務局：まさに今4月1日から入っていただく方の選考の真っ最中なんですけど、なかなか今年も利用調整が厳しい状況にありまして、担当としましては出来るだけ二人兄弟なり三人兄弟が同じ保育所に行っていただきたいと思って選考しているんですけど、なかなか現状は厳しいのは間違いないところであります。今年の途中経過の状況ですけれども、今年は特に厳しい状況であるのが実感です。

これから2月3月に選考していく中でかなり動きますので保護者の方のご意向も聞きながら、4月1日からの受付はもちろん年間を通じて引き続き通っていただけるように調整していくところです。今までもやってきましたし、これからは門真市としては他市さんも当然されていますが、きめ細かな対応をしていきたいと思います。

先生がおっしゃったように保育士さんが確保できない中で、兄弟そろって入れてあげたいけれども、なかなか厳しいところがありまして、先程大東市さんの例など挙げていただきましたが、私どもも、保育士さんの事務の軽減をはかりまして保育士の定着の側面支援もやっておりますので、その中でなんとか兄弟そろって利用いただくように努力していきたいと思います。

郵橋委員：話を聞いて思ったのですが、兄弟が違うところに入るとするのは一人ひとりの子に対する支援ですね、基本的に保育施設というのはその子が良い状況になるようにということが根底にあるのなら、兄弟が行っているところがいっぱい入れないとなると、兄弟関係が繋がらないという問題も生じてきますので、家庭への支援と考え兄弟がひとつの条件の中で評価されるということにできないでしょうか。

山元委員：できればそうしていただけると親としても助かります。複数の園に送るとなると、それだけで働けない。

事務局：私どももそれは重々承知しています。一方で生計を立てるために働くことを支援するという側面もございますので、まずは入っていただくところを確保しようということも併せて考えていますので、別々になったとしても働くことを考えると預けられますか、という提案をさせていただきますので、通勤ルートの中で無理なく通っていただける提案をさせていただきます。私どもも苦渋の決断といえますか、なかなかそのような提案はしたくないのですが、そうせざるを得ない場合があるのが現実です。

当然兄弟そろって入っていただくというのが大前提です。下のお子さんはスムーズに入れて、上のお子さんは入所枠が一つしかないというところで入所要件が高い方がほかにいらっしゃるとなるとその方を優先してしまうということがよく起こりうる状況ではあります。これも計画が進んでいく中で、枠の確保ができていけば解消されていくことかと思えます。

今後、枠の確保への検討も進めていただくこともよろしく願います。

黒石委員：私自身も双子がいて、一緒のところに入れないと仕事を続けることは難しいのは実感としてあります、そのときも一生懸命訴えに行きましたので気持ちとしてもわかります。

先程保育士不足というお話がありましたが、幼稚園では免許の更新が必要になるのですが、アルバイト等が来ても免許の更新ができていないので、結局働いてもらえない。

免許の更新が必要であることが一般的に知られていないことや、家庭に入ってしまうと進んで更新をしないなどそういうことでも人手不足につながっていくので更新の必要性をもっと知らせていくことが大切だと思う。でなければ今の状況は変わっていかない。

今後、こども園になっていくとすると両方の免許が必要になってくるので、そのあたり何かしら進めていく方法が必要かと思えます。

部会長：貴重なご意見ありがとうございます。

副部会長：潜在保育士の掘り起こしの問題で、少し前に離職された方で、片方の免許しかお持ちでない方も多くて、この5年の間に両方の免許をとれるように措置がなされていますが、肝心の認定こども園が進まないということになると、両方持った方も増えてこないのでは、おそらく5年以内では間に合わないだろうと思えます。

そういうことも含めて幼稚園教諭、保育士不足は当分続くであろうと思えます。また、両方を取得するための特例措置も見直しが必要となってくるだろうと思えますが、これらの問題は、少なくとも門真市のレベルで考えていける問題で

はありませんので、どうしようもない現状があります。潜在保育士の掘り起こしについては、離職された方はもちろんですが、他方で新しく保育士になりたいという方を増やしていくことも大きな問題で、例えば京都市などでは高校生にインターンシップ制度をかなり活発にやって夏休みなどにキャンプをやって保育の魅力が高校生レベルから伝えて行くという取り組みを先進的にされています。大阪市も高校生に対するインターンシップ制度に力をいれて取り組むという試みも出てきています。

そのあたりを両方から考えていかないとこの問題はなかなか解決していかないとします。

もちろん処遇が改善されると、ずいぶん状況は変わるとは思いますがこれもなかなか期待できないような現状にあります。

しかし一方で、学生と話をしてみますと、実はそんなにもそこにはこだわっていない、収入の問題で保育士をあきらめる学生はむしろ少ないともいえます。先ほどもアパレルと比較される話がありましたが、じゃあアパレルの収入がどうかというときほど高くはない。

一般事務員と比較をしてもさほど保育士との差はない、むしろ保育士の方が良い場合もある。

最終的には保育職そのものの魅力であり、お給料や待遇の問題がどうであったとしても保育職そのものの魅力は変わらずありますので、そこを大切にしていき広く知らしめ、職場そのものの魅力を上げていくことによって保育士不足を解消していくことは市レベルでも対応策としては考えられます。この問題は、この部会で扱っていく案件になるのかどうかは別問題になってくるかもしれませんが、潜在保育士ということを考えるなら、中高生をターゲットにした場合と離職者をターゲット場合と両方考えていく必要があると思います。

東口委員：平成 28 年度からですが、大阪府の民間保育園全てで、京都と同じように高校生を対象としたインターンシップを始めることになっております。

すぐには実を結ばないかもしれませんが良いところを伝えて行こうという試みをしようとしています。

それと、厚労省が平成 28 年度から要件緩和という省令が発令されます、小学校教諭や幼稚園教諭を保育士と認めることや、朝夕の職員配置が 2 名配置となっていたところが、1 名保育士資格を持っていれば良いというふうに関与緩和されますので、少しは良くなっていくのかなと思います、待機児童 40 万人分の枠を増やすという安倍首相の話によると、やはり大丈夫かなと思います。

郵橋委員：要件緩和ということになると採用面ではいいのですが、保育の質の問題がでてきますのでそこがやはり一番心配になってきます。

乳児の突然死症候群などどういう状態で起こるのかななどをきちんと勉強された

方がいて、またその方が要件緩和で入ってきた人をトレーニングできるか、逆に待機児解消で復職しようという方の年齢が高く、若い先生が指導するという立場に立った時に遠慮してものが言えない、という逆転の現象が起きてしまう。制度としては問題ないが、使う側としてうまく使っているかという問題がある。制度をうまく使うことが子どもにとっても意味のあることだという意識を自分たちが持っていないといけない。

東口委員：資格をもっているから良いということでもないですね。

山元委員：質問ですが、やはり資格を持っていないと幼稚園や保育園で働くことはできないのでしょうか。

東口委員：基本的に子どもの保育にあたることはできませんね、お手伝いはできますが。

山元委員：たとえば、幼稚園バスの送迎等は先生でなくても大丈夫ですか。

東口委員：それは問題ないです。無資格でも大丈夫です。

山元委員：そういう部分だけでも他の方にやっていただくなど、どうでしょう。

東口委員：それは他市でやったことがあるのですが、なかなかバスだけに乗ってくださる方は少ないです。

邨橋委員：朝の1時間半と昼の1時間半だけというのはなかなか難しいです。

山元委員：そうなんです。

邨橋委員：形は違いますが、放課後児童クラブをやっているのですが、子どもが家に帰ってくる時間に仕事が始まる、終わるのが6時となるとその時間動ける方は子どもがいらっしゃると無理なので、子どものいない若い方か、子育てから少し離れた大きい子どもがいる方など、募集の要件がかなり難しい。また、保育園ではシフトが働いてきますので、たとえば一番遅いところでは夜8時まで受け入れしてます。

その時間まで働いて自宅まで時間をかけて帰る。保護者がその時間まで家を空けてられる方となると先程のような仕事に対する配慮が必要になってきます。一般の方からするとそのことにあまり意識がなく、預けられるからいいのではないかと思われそうですが、預かる側の先生はその時間より早く家を出るということになりますので、先程も言ったようにそのことに対する評価はあまりされていないのが、この制度の大きい問題でもあるかとは思いますが。

部会長：そういう現状があるということですのでよろしいでしょうか。

山元委員：はい

東口委員：なかなかアイデアはあるのですが。

邨橋委員：人を動かすとすると費用が必要になってきますが、先程も言いましたが人数が多くて余裕を持たせられる施設のはずなのに、子どもを受け入れれば受け入れるほど職員は増えるのに運営費は相対的に減ってしまうという矛盾があるんです。

副部会長：根本的な問題は国の制度の問題であり、保育者の処遇の問題です。

これはOECDにおいても日本は徹底的に教育者や保育者へ対する処遇が低い
です、トップレベルの低さです。

なかなかそこに人が流れていくようなシステムになっていないということがこ
こにきて大きな問題として出てきている。

そこのレベルから変えていかないとこの問題は解決しない。ただ、少なくとも日
本国内の予算取りの問題でいきますと、頑なに教育、保育、福祉にはこれ以上お
金を出さない、決まった枠内でしかやらないという方針をかなり強固に貫いてい
ますので、どれだけいろんな団体が少し枠を広げてくれ、これだけ困っていると
言っても広がっていかないというのが現状です。

そうすると、ある枠の中で何らかの知恵でもって解決をしないといけないと非
常に無理をしている状態です。いろんな方がかなりの負担をしながら運営してい
るのが現状です。

郵橋委員：ちなみにフィンランドで言いますと幼児教育の先生は修士が必要です。

ところが小学校の先生は大学でいいんです。逆です。

やはりそれくらい幼児期というのは大事ですがそのことは日本では評価されて
いない。

部会長：有難うございます。本当に貴重ないろいろな意見を頂戴しました。

保護者の方も様々な現状と実際の部分をご理解いただけたのではないかと思
います。有難うございます。

話を戻しますが、今の議題についてはよろしいでしょうか。

ご意見がないようですので最後の議題として、議題4 その他を事務局からお
願います。

事務局：先程議題の確認ですが、郵橋委員の既存の小規模の考え方につきましては、一
定見直しの方向で事務局の方から案をお示しさせていただくということによ
ろしいでしょうか。決まりましたらスケジュールについても前倒しでということ
でお示しします。

東口委員：あわせて保育所の定員増という働きかけも必要ではないかと思
います。

事務局：既存保育所の定員増ということですね、そういったことも含めたスケ
ジュール感をお示しいたします。

部会長：では、その他といたしましては次回に向けた準備ということで事務局
からの報告でよろしいですか。他にございますか。

事務局：次回の部会につきましては、2/24（水）の午後2時から本日と同じこの
場所での開催を予定しております。

本日、開催通知につきましても、後ほどこの場で配布させていただきますが、
次回は、先程預かりました案件に加えて、28年度の利用定員の設定及び地域
型保育事業の認可についてを議題とする予定でございます。

さらに、3月には3/11（金）午後2時より、こちらも同じこの会議室で、全体の子ども・子育て会議を開催いたします。こちらにつきましては、近日中に通知を送付いたします。

事務局からは以上でございます。

部会長：第2回目の部会が2月24日、全体会議が3月11日ということでご予定いただければと思います。

他にございますでしょうか。では、これで第1回門真市子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会を終了いたします。本日はいろいろなご意見、ご感想をいただきありがとうございます。それでは次回よろしく願いいたします。

<閉会>